不当労働行為の審査の流れ

不当労働行為救済申立

↓

調査

・円滑な審査を図るため、争点や証拠の整理を行います。
・当事者の意見を聴いて、審査計画を作成します。

↓

審問

公開の審問廷で、当事者による証拠の提出や証人尋問が行われます。

↓

公益委員会議

事実を認定し、不当労働行為に該当するかどうか判断します。

↓

救済命令

不当労働行為と判断した場合は、原状回復を図るために解雇、処分の撤回、正常な団体交渉の実施、労働組合への支配介入の禁止などを命令します。

棄却命令

不当労働行為に該当しないと判断した場合には、労働者の主張は認められません。

和解

不当労働行為の申立てがあっても、命令が確定するまでの間であれば、当事者はいつでも和解することができます。和解は、労使間にしこりを残さず、労使双方にとって望ましい解決方法ということができます。

取下げ

審査手続きが進められている間に、申立ての取下げにより事件を終結させることもできます。